

# 業務管理システム貸借業務仕様書

令和6年度

泉州南広域消防本部

## 1 業務名

業務管理システム賃貸借業務

## 2 契約種別

本件は地方自治法第214条に規定する債務負担行為である。

## 3 システム構築の目的

泉州南消防組合（以下「本組合」という。）で使用している業務管理システム（財務会計システム・文書管理システムの総称（以下「各システム」という。）は、サーバ内に各システムを導入するオンプレミス方式で運用しているが、令和6年度実施予定の組合ネットワークシステム再構築業務（令和7年9月1日運用開始予定）により、既存システムのサーバを撤去することから新システムに更新するもので、本組合が蓄積してきた実績を新システムに移行することで、一層の業務の効率化及び事務の簡素化を実現することを目的とする。

## 4 各システムの賃貸借期間

令和7年9月1日から令和12年8月31日までの5年間

## 5 運用場所

- |                    |                      |
|--------------------|----------------------|
| (1) 消防本部（泉佐野消防署含む） | 大阪府泉佐野市りんくう往来北1番地の20 |
| (2) 本部田尻庁舎         | 大阪府泉南郡田尻町嘉祥寺385番地2   |
| (3) 泉佐野消防署日根野分署    | 大阪府泉佐野市日根野3469番地     |
| (4) 泉佐野消防署上瓦屋出張所   | 大阪府泉佐野市上瓦屋455番地の3    |
| (5) 泉佐野消防署空港出張所    | 大阪府泉南郡田尻町泉州空港中1番地    |
| (6) 熊取消防署          | 大阪府泉南郡熊取町野田1丁目1番19号  |
| (7) 泉南消防署          | 大阪府泉南市信達市場2012番地の1   |
| (8) 泉南消防署砂川出張所     | 大阪府泉南市信達市場916番地の1    |
| (9) 阪南消防署          | 大阪府阪南市桃の木台1丁目1番地の1   |
| (10) 阪南消防署北分署      | 大阪府阪南市黒田264番地の1      |
| (11) 岬消防署          | 大阪府泉南郡岬町深日1415番地     |

## 6 業務趣旨

- (1) 本業務は、「泉州南消防組合財務会計システム再構築業務仕様要求書」、「泉州南消防組合文書管理システム再構築業務仕様要求書」により選定された各システムの優先交渉権者と、安定稼働及び事務処理の効率向上を目指したシステムへの更新を図るとともに、リース方式を活用した各システムの再構築費用の平準化を行うことにより、財政負担の軽減を図るものである。

- (2) 各システムの優先交渉権者について

### ア 財務会計システム

事業者名 株式会社ぎょうせい 関西支社

提案金額 5,208,740円（消費税及び地方消費税は含まず）

※システム使用費用、システム保守費用及びデータセンター利用費用4,656,720円を含む

担当部署 ソリューション営業課  
大阪府中央区谷町 3-1-9  
担当者 永山氏  
TEL 06-4790-9351  
FAX 0120-802-489  
E-mail [Chiaki\\_Nagayama@gyosei.co.jp](mailto:Chiaki_Nagayama@gyosei.co.jp)

イ 文書管理システム

事業者名 株式会社内田洋行 大阪支店  
提案金額 13,000,000 円（消費税及び地方消費税は含まず）  
※クラウド利用料（保守費用を含む）7,800,000 円を含む  
担当部署 自治体ソリューション事業部 西日本営業部 西日本営業課  
大阪府中央区和泉町 2-2-2  
担当者 永井氏  
TEL 06-6920-2742  
FAX 06-6920-2796  
E-mail [nagain@uchida.co.jp](mailto:nagain@uchida.co.jp)

7 リース物件

- (1) 財務会計システム 一式
- (2) 文書管理システム 一式

8 リース料金

リース料金算定にあたっては、本仕様書に記載されている各システムの提案金額〔システム（クラウド）利用料、保守費用及びデータセンター利用料を除く〕に、リース料率（金利・手数料等）を加算するものとする。

当該システム再構築は複数年の賃貸借により調達するため、導入費用のみの比較ではなく賃貸借期間に必要な経費〔リース費用、初期導入費用（システム設定費用、撤去費用等）、システム（クラウド）利用料、保守費用及びデータセンター利用料を含む〕の総額の提示により落札業者を決定する。

9 契約解除時のリース物件の取扱い

契約解除時におけるリース物件の取扱いは、発注者と受注者が協議のうえ決定するものとする。

10 リース料金の支払方法

リース料金の支払いは、リース期間開始日から月額払いとし、発注者は受注者から適法な請求書を受領した日から 30 日以内にリース料を支払うものとする。

11 入札

入札者は、リース期間終了後にはすべての費用が回収され、残価が無いように入札金額を見積もること。

12 優先交渉権者との契約

落札者は、各プロポーザル優先交渉権者と、提案書及び本仕様書の内容を踏まえた本業務の実施に関する契約を、すみやかに締結するものとする。

13 検収

接続完了後、受注者は消防本部に速やかに完了報告を行い、動作確認等の検収を受けること。

14 その他

本仕様書に定めのない事項又は本契約に疑義を生じた場合は、発注者と受注者が協議のうえ、定めるものとする。